**介護職員等処遇改善にかかる規定**

厚生労働省のHPのほか、介護職員等処遇改善にかかる規定

①　[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)

（P79～）

②　[厚生労働大臣が定まる基準](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf)　（P724～）

③　[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227887.pdf)

[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227894.pdf)

④　[介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227977.pdf)